

提案競技実施要項

1 事業名称

景観への意識高揚事業のプロモーション等業務委託

2 目的

市民や事業者等の景観への意識を高め、質の高い都市景観形成へと繋げていくことを目的に、魅力的な都市景観を表彰する「都市景観賞」と「都市景観賞以外の意識高揚事業」を 2 年間のスケジュールで同時に実施。より効果的な取り組みを自発的に提案・協議・実施できる事業者を提案競技により決定する。

令和7年度は、作品の募集及び広報等プロモーション活動を実施。「都市景観賞」認知度の向上及び市民の景観に関する関心度の向上を図った。

令和8年度は作品選考及び表彰式、展覧会を実施。都市景観賞の付加価値を高めるような PR 施策に加え、入賞作品紹介動画の観光プロモーションへの効果的な活用等、「都市景観賞」認知度の向上及び市民の景観に関する関心度の向上を図るような企画・運営を行うもの。

3 予定契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 令和8年度提案価格(上限額)

10,044千円(上限額、消費税及び地方消費税相当額を含む)

※提案価格が上限額を超える場合は失格とする。

5 委託内容

別紙1「仕様書(企画提案時)」を参照

6 提案内容

別紙2「提案書作成要領」を参照

7 スケジュール

(1)募集開始	令和8年1月16日(金)12時
(2)質問締切	令和8年1月30日(金)17時
(3)質問回答	令和8年2月6日(金)17時
(4)参加申込締切	令和8年2月12日(木)17時
(5)参加辞退締切	令和8年2月19日(木)17時
(6)企画提案書提出締切	令和8年2月26日(木)17時
(7)審査(プレゼンテーション)	令和8年3月9日(月)(予定)
(8)事業者決定	令和8年3月12日(木)(予定)

※説明会は開催せず、質問のある場合は、質問書を提出すること。

8 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1)地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

- (4)市町村税を滞納していない者であること。

- (5)消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

※複数の事業者で構成する共同企業体(以下「JV」という。)として参加する場合は、JV のすべての構成員が参加資格を有する必要がある。なお、JV として参加する場合は、構成員のすべてがその他の JV の構成員及び提案者になることはできない。

9 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和8年1月30日(金)17時までに提案競技質問書(様式1)に記載のうえ、「18問い合わせ・提案提出先」宛にEメールで提出すること。

なお、提案競技質問書を提出した旨を電話で連絡すること。質問に対する回答は、令和8年2月6日(金)17時までに本市ホームページに掲載する。

10 参加申込

この提案競技に参加する者は参加資格を確認し、以下のとおり書類を提出すること。

- (1)提出期限

令和8年2月12日(木)17時(必着)

(2) 提出方法及び提出先

「18 問い合わせ・提案提出先」宛に郵送又は持参すること。

郵送提出の場合:特定記録又は簡易書留で郵送すること

窓口提出の場合:9時~17時(12時~13時及び土日祝日を除く)

※来庁日時を事前に連絡すること

(3) 提出書類

以下の書類のうち、②~⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②~⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申請書(様式2)

② 登記事項証明書(法人の場合)

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式3)

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式4)

注1) 様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式5)

注1) 様式5に、代表者及び役員(力の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式6をもとに作成のうえ提出すること。

(4) 提出部数

各1部

(5) その他

① JV で参加する場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成表(様式任意。登録事業者名及び押印は必須とする。)」を提出する。なお、代表事業者以外の構成員については、(3)①を除く全ての書類を提出すること。

② 参加申込後に参加を辞退する場合は、令和8年2月19日(木)17時までに参加辞退届(様式7)を「18問い合わせ・提案提出先」宛に郵送又は持参すること。

郵送提出の場合:特定記録又は簡易書留で郵送すること

窓口提出の場合:9時~17時(12時~13時及び土日祝日を除く)

※来庁日時を事前に連絡すること

II 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限 令和8年2月26日(木)17時(必着)

(2) 提出方法及び提出先

「18問い合わせ・提案提出先」宛に郵送又は持参すること。

郵送提出の場合:特定記録又は簡易書留で郵送すること

窓口提出の場合:9時~17時(12時~13時及び土日祝日を除く)

※来庁日時を事前に連絡すること

(3) 提出書類

別紙2「提案書作成要領」を参照のうえ、作成すること。

(4) 提出部数 各 正本1部、副本9部

(5) その他

① 1事業者(1JV)1提案とし、複数の提案は認めない。

② 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。

③ 提出期限までに提出がない場合は、提案競技への参加を辞退したものとする。

I2 選考(プレゼンテーション)

最優秀提案者を選考するために設置される選考委員会の委員に対しプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの詳細な時間等は、後日、対象事業者に通知する。

- (1) 日時:令和8年3月9日(月)(予定)
- (2) 場所:福岡市役所4F 住宅都市局地域まちづくり推進部会議室(予定)
- (3) プrezentation方法:時間:説明15分、質疑応答10分(予定)
 - ①出席者は、1事業者2名までとする。
 - ②プレゼンテーションは、契約を締結した場合に本委託業務を主に担当する者が行うこと。
 - ③プレゼンテーションは、提出書類をもとに行うこと。
 - ④資料は提出書類のみとするが、スクリーン、プロジェクターが必要な場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。なお、パソコンについては各自で用意すること。
 - ⑤参加申し込みが多数の場合は、企画提案書による書類審査(1次審査)を行う場合がある。
 - ⑥書類審査(1次審査)を行う場合、プレゼンテーションの参加対象とならなかった事業者には令和8年3月5日(木)17時までにEメールで連絡します。書類審査を行わない場合は特に連絡しません。

I3 事業者の決定、結果通知と契約の手続き等について

(1) 選考方法

- ①別紙3「審査基準」に基づき、選考委員会で提案の内容を審議し、最優秀提案者を選考する。
- ②選考委員会の全委員の平均評価点が60点未満(100点満点)の場合は、最優秀提案者としない。

(2) 選考結果の通知

選考結果については、企画提案書を提出した事業者に令和8年3月12日(木)(予定)までに電子メールで連絡するとともに、最優秀事業者については、市のホームページで公開する。

(3) 契約締結

最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業者委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

I4 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。

I5 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合

- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

16 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止する。
- (3) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議のうえ変更することがある。
- (4) 審査結果に関する質問には一切回答しない。
- (5) この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (6) この委託で制作された成果品は、本市に帰属するものとする。

17 添付資料

- (別紙1) 仕様書(案)
- (別紙2) 提案書作成要領
- (別紙3) 審査基準
- (資料1) 福岡市都市景観表彰実施要項
- (資料2) 過去の送付先一覧
- (資料3) 個人情報・情報資産特記事項
- (様式1) 提案競技質問書
- (様式2) 提案競技参加申請書
- (様式3) 委任状
- (様式4) 誓約書
- (様式5) 役員名簿
- (様式6) 財務諸表(個人用)
- (様式7) 参加辞退届
- (様式8) 同種・類似業務の実績調書

18 問い合わせ・提案提出先

福岡市住宅都市みどり局 地域まちづくり推進部都市景観室 担当:伊藤、山口
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階
電話番号:092-711-4395
メール:toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp